大和市子どもの外遊びに関する基本条例に基づく施策体系

この条例は、市並びに市民及び市内事業者等が、子どもの成長過程における外遊びの必要性及び重要性を認識し、子どもが外でのびのびと遊ぶことができる環境づくりに協力し、もって子どもの体力及び運動能力の向上並びに健やかな育成を図ることを目的としています。また、「外遊び」には体力や運動能力の向上だけではなく、風邪などの病気にかかりにくくなり、自然とのふれあいを通して五感が刺激され豊かな感性が育まれるなど、「心」と「身体」の双方の健康面において様々な効果が期待できます。

将来を担う子どもたちが心身ともに健康で育つことは大変重要であるため、「外遊び」に 関する施策等を行政と市民等が一体となって推進し、子どもが外でのびのびと遊ぶことが できる環境づくりに協力することを明確にするために、具体的な施策等を体系化するとと もに取り組みの推進を図るものです。

I 市の施策(条例第2条)

- 1 外遊びに関する意識啓発及び周知のほか、外遊びを促すための事業を行うこと。
- 2 遊び場として利用可能な場所を確保するため、市民等に協力を求めること並びに 当該場所の提供を受けた場合にこれを整備し、管理及び運営を行うこと。
- 3 遊び場となる学校の校庭、公園等については、利用状況を勘案しながら子どもが 可能な限り自由に遊べるよう配慮すること。

Ⅱ 施策体系とその取り組み

1 外遊びに関する意識啓発及び周知、外遊びを促すための事業の開催

市民、とりわけ乳幼児から中学生までの子どもの保護者に対して、「外遊び」の必要性や重要性を周知し、意識啓発に努めます。

また、親子で楽しく外遊びができる事業や、市内の自然環境を活用した、仲間づくりができるような事業を推進するよう努めます。

なお現代において、子どもが「外遊び」をする際には、以前にも増して交通事故や 不審者などに注意をする必要がありますので、外遊びをする際の注意事項について の周知、啓発にも努めます。

1-1 意識啓発及び周知のための具体的な取り組み

- ・市の広報紙やホームページに掲載
- ・チラシを作成し、市内各施設や様々な事業を通して配布

1-1-1 対象事業

こども総務課内庶務事務	こども総務課
1歳6か月児健康診査事業	すくすく子育て課
3歳6か月児健康診査事業	すくすく子育て課
子ども家庭総合支援拠点事業	すくすく子育て課
児童館管理運営事業	こども・青少年課
放課後児童クラブ事業	こども・青少年課
子育て支援センター運営事業	こども総務課
つどいの広場事業	こども総務課
屋内こども広場管理運営事業	ほいく課
子育て支援施設管理運営事業	ほいく課
学校給食食育推進事業	保健給食課
生涯学習センター管理運営事業	図書・学び交流課

1-2 外遊びを促す事業を行うための具体的な取り組み

- ・放課後子ども教室や保育園・学校等の活動の中での外遊びの推進
- ・外遊びに関する講座やイベントの実施

1-2-1 対象事業

放課後子ども教室管理運営事業	指導室
青少年キャンプ施設管理運営事業	こども・青少年課
親子ふれあい推進事業	こども・青少年課
青少年育成事業	こども・青少年課
青少年指導者育成支援事業	こども・青少年課
放課後児童クラブ事業 (再掲)	こども・青少年課
保育事業	ほいく課
地域育児センター事業	ほいく課
生涯学習センター管理運営事業 (再掲)	図書・学び交流課
教育研究支援事業	指導室
自然観察センター・しらかしのいえ運営事業	みどり公園課
引地台公園・温水プール・立体駐車場管理運営事業	みどり公園課
スポーツ大会開催事業	スポーツ課
スポーツ教室開催事業	スポーツ課
地域スポーツ推進事業	スポーツ課
スポーツ指導者育成支援事業	スポーツ課

2 遊び場として利用可能な場所を確保するため、市民等に協力を求めること並びに当該場所の提供を受けた場合にこれを整備し、管理及び運営を行うこと

主に学校の校庭や公園等が外遊びのできる遊び場となりますが、市内には公園が不足している地域もあることから、市民から遊び場となる場所の提供を受けた場合には、緑の広場等として整備し、管理及び運営を行うよう努めます。

- 2-1 遊び場確保のため市民等への協力、場所の提供を受けた場合の整備・管理・運営のための具体的な取り組み
 - ・遊び場として提供を受けた場合の整備・管理・運営

2-1-1 対象事業

公園用地等借受事業	みどり公園課
街区公園等整備事業	みどり公園課
ゆとりの森整備事業	みどり公園課

3 遊び場となる学校の校庭、公園等については、利用状況を勘案しながら子どもが可能な限り自由に遊べるよう配慮すること。

外遊びの場所となる学校の校庭や公園等において、利用状況を勘案しながら子ど もが可能な限り自由に遊べるよう配慮します。

- 3-1 遊び場で子どもが自由に遊べるための具体的な取り組み
 - ・学校の校庭を利用した外遊び
 - ・「ボール遊びもできる公園」等の充実
 - ・遊び場である公園等の管理・運営

3-1-1 対象事業

放課後子ども教室管理運営事業(再掲)	指導室
街区公園等整備事業 (再掲)	みどり公園課
公園維持管理事業	みどり公園課
引地台公園・温水プール・立体駐車場管理運営事業	みどり公園課
(再掲)	
既設公園等大規模改修事業	みどり公園課
ゆとりの森整備事業 (再掲)	みどり公園課
ゆとりの森管理運営事業	みどり公園課

Ⅲ 施策の進行管理

年1回、取り組み状況を別紙様式にて各課に照会します。